

製造業等

□主な指定要件

■対象業種 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、情報サービス業、インターネット附属サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル業、職業・教育支援施設またはコールセンター業

■新 設 設備投資額 5,000 万円以上かつ新たな常勤の雇用 5 人以上

■増 設 等 設備投資額 2,500 万円以上かつ新たな常勤の雇用 1 人以上

※新たな常勤の雇用は、豊後大野市に住所を有していれば可。

□助成内容

① 固定資産税に対する助成

固定資産税額の50% 3 間

② 設備投資額（建物等）に対する助成設備

投資額の 5 %（限度額 2,000 万円）

③ 新たな常勤の雇用に対する助成

新たな常勤の従業者数×10 万円（限度額 1,000 万円）

④ 用地取得費に対する助成

用地取得費の 5 %（限度額 3,000 万円）

※固定資産税に対する助成については、直接事業の用に供するものが対象。